

# 赤穂教育プラン

－第2期赤穂市教育振興基本計画〔中間改定〕－

(案)

赤穂市



## 【目次】

基本理念	1
第1部 計画策定の趣旨等	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の構成	3
3 計画の期間	4
4 計画の特徴	4
5 基本計画の中間改定について	5
第2部 教育をめぐる現状と課題	6
1 教育を取り巻く社会情勢等	6
(1) 超スマート社会（Society5.0）の到来	6
(2) 人生100年時代への移行	6
(3) グローバル化の進展	7
(4) ICTの活用などによる学力向上への取組	7
(5) 不登校児童生徒への支援	8
(6) 働き方改革	8
(7) 学習指導要領の改訂	8
(8) 感染症対策等を踏まえた新たな生活様式への対応	9
(9) 社会教育施設の役割及び文化財の利活用	9
2 赤穂市及び赤穂市の教育施設等の概要	10
3 赤穂市の教育をめぐる現状と課題	10
(1) 人口減少・少子高齢化の進行	10
(2) 個人の価値観や市民意識等の多様化	11
(3) 多文化共生社会の到来	11
(4) 情報化社会への対応	12
(5) 環境保全活動への取組	12
(6) 教育施設等の維持管理	12
(7) 保育所待機児童の解消	13
(8) 感染症に対応した新しい時代の学校教育	13
第3部 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり	14
・重点目標1 次代を担う人材を育てる教育の推進	14
・重点目標2 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築	17
第4部 5年間の取組の具体的内容	19
・重点目標1 次代を担う人材を育てる教育の推進	19
基本施策1 夢と志を育むことのできる教育環境をつくる	19
実践目標1 就学前教育・保育内容の充実	19

実践目標 2	就学前教育・保育提供体制の確保	20
実践目標 3	就学前教育・保育施設の整備	20
実践目標 4	幼保一体化の推進	21
実践目標 5	「確かな学力」、「豊かなこころ」を育む教育の推進	22
実践目標 6	「すこやかな体」の育成	25
実践目標 7	特別支援教育の充実	26
実践目標 8	学校運営協議会等による地域協働の充実	26
実践目標 9	学校施設の整備	27
実践目標10	情報教育環境の向上	27
基本施策 2	未来を拓く青少年の若い力を育てる	28
実践目標 1	青少年健全育成の推進	28
実践目標 2	家庭教育の充実	28
実践目標 3	指導相談活動の充実	28
実践目標 4	教育と福祉の連携充実	29
実践目標 5	学ぶ機会の保障	29
・重点目標 2	歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築	30
基本施策 1	生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる	30
実践目標 1	子育て支援の充実	30
実践目標 2	生涯学習の推進	31
実践目標 3	図書館サービスの充実	32
実践目標 4	各種スポーツ施設の充実	33
実践目標 5	スポーツ活動の推進	33
基本施策 2	歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する	35
実践目標 1	歴史文化遺産の調査研究・保全・整備	35
実践目標 2	積極的な情報発信による歴史文化遺産に触れる機会の創出と活用の推進	35
実践目標 3	文化施設と文化芸術活動の充実	36
実践目標 4	特色ある文化活動の推進	37
参考資料		39
1	用語解説	40
2	目標指標一覧	42
3	赤穂市教育振興基本計画検討委員会設置要綱	44
4	赤穂市教育振興基本計画検討委員会委員名簿	45
5	計画改定の経過	46

# 基本理念

“あすの赤穂”をになうこころ豊かで自立する人づくり

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるものです。そして、「予測困難な時代」といわれるこれからの社会において、その変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、よりよい社会と幸福な人生の作り手となっていけるよう、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことができる社会の実現が図られなければなりません。

そのため、赤穂の人々が生涯にわたり夢と志をもち、学校教育、歴史や文化、スポーツを通じて個性や能力を発揮し、主体的に活躍できる教育環境の整備と地域コミュニティの構築を推進し、次代をになう自立する人づくりを目指します。

# 第1部 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の趣旨

平成18年12月、制定から約60年ぶりに教育基本法の全面改正が行われ、教育行政については、国の責任と地方公共団体との適切な役割分担を明示するとともに、地方にも地域の実情に応じた教育振興基本計画の策定に努めることが規定されました。

また、兵庫県においては、令和6年3月に第4期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」を策定し、基本理念を「兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり」とし、「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力の育成」を重点テーマに加え、子どもたち自身が必要な資質・能力等を身に付けていけるよう、学校、家庭、地域、行政等、社会全体が支えていくという視点を改めて重視した取組が進められています。

こうした動きの中において、教育の根本的な改革と同時に、社会情勢の変化に合わせた新しい時代を拓く教育を構築していく必要があります。

赤穂市（以下「本市」という。）では、「2030 赤穂市総合計画」における4つの柱<sup>※</sup>のひとつに『人』『歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり』を設定しています。その実現を目指す教育計画については、総合計画の部門計画として位置づけ、総合的・計画的に教育課題に取り組むこととしています。

そこで、赤穂市教育委員会においては、社会の変化やそれに伴う教育課題を踏まえ、「第2期赤穂市教育振興基本計画」を策定し、「“あすの赤穂”をになうころ豊かで自立する人づくり」の実現に向けた取組みを進めてきたところです。

この度、少子高齢化と人口減少の進行、技術革新の進展やグローバル化など計画期間中に生じた社会潮流の変化や新たな教育課題に対応するため、各施策の進捗状況等を勘案し、計画の中間年である令和7年度に必要な見直しを行うものです。

### ※ 2030 総合計画の4つの柱

社会潮流や市民の皆様の意識を踏まえ、将来にわたりまちの活力を保ち続けるため、また本市の魅力を未来に引き継ぐための基本的な方向性を『安心』・『快適』・『元気』・『人』の4つの柱として設定している。

『安心』 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

『快適』 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり

『元気』 産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり

『人』 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

教育基本法（抜粋）

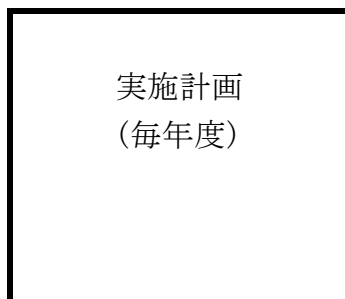
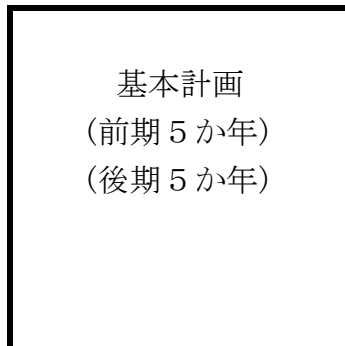
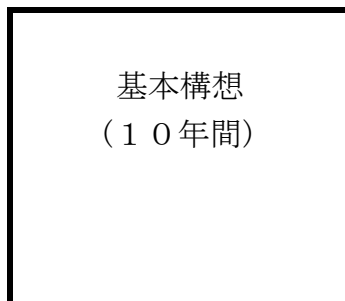
（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 2 計画の構成

赤穂市教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」）は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成され、それぞれの役割は次のとおりです。



### ① 基本構想

基本構想は、基本計画と実施計画の基礎となり、本市の教育の目指すべき姿と、それを達成するために必要な振興施策の大綱を定めます。

期間は令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

### ② 基本計画

基本計画は、本市の教育施策の基本的方向を明らかにするもので、基本構想における教育の姿及び施策の体系を具体化するための指針として定め、社会潮流や事業の進捗状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの前期5か年と令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの後期5か年とします。

### ③ 実施計画

実施計画は、基本計画で定めた施策を実施するための計画であり、具体的な内容（事業や目標）については、社会情勢や教育行政を取り巻く環境、また財政状況の変化に影響を受けることから実施計画（赤穂市教育努力目標）を定め、毎年度事業の見直しを行います。

### 3 計画の期間

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
基本構想	 基本構想 (10年間)									
基本計画	 基本計画 (10年間) 前期5か年      後期5か年 見直し作業									
実施計画	 赤穂市教育努力目標 (毎年度見直す)									

### 4 計画の特徴

#### (1) 広く意見や考え方を反映した計画

教育振興基本計画策定にあたっては、計画骨子（案）の検討段階から、学識経験者、社会教育委員、教育委員会事務局の関係部署、学校園所及び保護者並びに市民公募委員から構成する検討委員会及び教育委員会で議論を重ね、また市民意見聴取（パブリックコメント）を通じて、市民の皆様にご教育振興基本計画策定のプロセスに広く参加いただき、その意見や考え方を反映しながら教育振興基本計画を策定しています。

#### (2) 目標指標を設定した計画

進行管理を適切に行いながら、教育振興基本計画の達成度を検証するため、基本計画における実践目標に主な目標指標を設定しています。

## 5 基本計画の中間改定について

### (1) 見直し基本方針

令和 12 年度を目標年次として令和 3 年 3 月に策定した第 2 期赤穂市教育振興基本計画は、赤穂市総合計画における 4 本の柱のひとつである『人』「歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり」を実現するための部門計画として位置づけられており、教育委員会は「“あすの赤穂”をになうこころ豊かで自立する人づくり」を基本理念として様々な施策に取り組んできました。

このうち、基本構想における教育の姿及び施策の体系を具体化するための指針として定めた基本計画は、計画期間中に生じた社会潮流の変化や新たな教育課題に対応するため、各施策の進捗状況等を勘案し、中間年である令和 7 年度（2025 年度）において必要な見直しを行うこととしました。

### (2) 見直し方法と基本的な考え方

ア 赤穂市の教育の将来像とそれを実現するための方針を明らかにした基本構想は見直しの対象としていません。（本計画の基本理念、重点目標及び基本施策）

イ 基本計画については、以下の方針に基づき見直しを行いました。

現状と課題	社会情勢の変化により適切な表現への時点修正及び新たな課題について追記・修正を行います。
基本方針	趣旨を変えることなく、社会情勢の変化による適切な表現への時点修正を行います。
施策の取組	施策の検証に基づき、既に終了、廃止になっているものは削除を、また、新たな取組が必要な場合は追記を行います。さらに、社会情勢の変化による適切な表現への時点修正も合わせて行います。
主な目標指標	令和 6 年度（2024 年度）の実績値を参考に、令和 12 年度（2030 年度）の目標数値等を設定します。また、新たな指標が必要な場合は、追記を行います。
その他	必要に応じ用語（注釈）の修正を行います。

## 第2部 教育をめぐる現状と課題

### 1 教育を取り巻く社会情勢等

#### (1) 超スマート社会 (Society5.0) ※の到来

I o T※やビッグデータ※、A I※等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会 (Society5.0) が到来しつつあります。A Iの発展によって近い将来多くの職種がコンピュータに代替されるとの指摘がある時代だからこそ、自ら問いを立て、生涯にわたって主体的に学び続ける力を育成することが一層重要になっています。

本市においても、次代を生き抜く子どもたちの教育環境の質的向上を図るため、国の「G I G Aスクール構想※」を推進しています。児童生徒一人一台タブレット端末等のI C T※機器を効果的に活用することで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させ、主体的に課題を発見し、情報を活用して解決策を探求する「情報活用能力」の育成に取り組んでいく必要があります。

※ 超スマート社会 (Society5.0)

狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を目指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society) のこと。

※ I o T

Internet of Thingsの略語で、家電、自動車などさまざまなモノに通信機能を搭載してインターネットに接続・連携させる技術のこと。

※ ビッグデータ

様々な形をした、様々な性格を持った、様々な種類のデータのことで、インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータを指す。

※ A I

Artificial Intelligenceの略語。学習・推理・判断などの人間が行っている知的な作業をコンピュータ上で人工的に実現する技術。一般的に人工知能と呼ばれている。

※ G I G Aスクール構想

Global and Innovation Gateway for All の略語で、義務教育における児童生徒一人一人に端末を配備し、高速大容量の通信ネットワークと一体的に整備する国の構想。これにより、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正かつ個別最適化された学びを全国の学校現場で継続的に実現することを目指している。

※ I C T

Information and Communication Technology の略語で、情報通信技術の意味を表し、インターネット等の通信とコンピュータとを駆使する情報技術のこと。

#### (2) 人生100年時代※への移行

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代を迎えつつあります。こうしたライフサイクルの中では、若年期において、知識・技能、思考力・判断力・表現力など、学びに向かう力・人間性の涵養といった資質・能力を身に付ける

ことに加え、人生100年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働き方の選択肢を増やすことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が一層高まっています。

本市においても、子どもたちの「学びに向かう力」を育む教育活動の充実とともに、全世代の市民が、図書館の利用や文化・芸術・歴史・スポーツに親しむなど、人生を豊かにする生涯学習※に取り組める環境づくりを推進していく必要があります。

※ 人生100年時代

日本は長寿大国であり、寿命が100年前後まで伸びる時代の到来が予測されている。100年という長い人生をより充実したものにするために、人生の選択肢が多様化する中、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習がますます重要になると考えられる。

※ 生涯学習

教育基本法第3条で、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定している。

### (3) グローバル化※の進展

現在の社会は、グローバル化が加速し、世界の国々との相互依存関係が急速に深まっています。貧困、紛争、感染症、環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の課題が増大する中、国際連合が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs※）」の達成に向けた取組は、引き続き重要な課題です。このような時代において、教育の役割はこれまで以上に注目されています。日本が抱える社会問題や地球規模の問題を自ら発見し、解決できる能力を有し、グローバルな舞台で活躍できる人材の育成が不可欠です。言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場で、外国語を用いて臆することなく意見を述べ、他者と交流し、共生していくためのコミュニケーション能力を育成することが重要です。

本市においては、これまでも外国語指導体制の強化を図り、英語の4技能（「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」）のバランスのとれた授業改善を進めてきました。引き続き、グローバルに活躍できる人材の育成に取り組んでいく必要があります。

※ グローバル化

国家・文化・経済・政治等、人間の諸活動やコミュニケーションについて、国や地域等の地理的境界や枠組みを超えて地球規模で統合・一体化が進むこと。

※ SDGs（エス・ディ・ジー・ズ）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略語で、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のこと。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

### (4) ICT※の活用などによる学力向上への取組

経済協力開発機構（OECD）が2022年に実施した、生徒の学習到達度調査（PISA2022）によると、OECD平均※は低下した一方、日本は、数学的リテラシー、読解力及び科学的リテラシーの3分野すべてにおいて前回2018年調査より平均得点が上昇しました。

しかし、生徒のICTの利用状況を見ると、日本は、学校の授業における利用時間が短く、情報の収集・記録・分析・報告などの場面でデジタル・リソースを活用する頻度は他国に比べて低い傾向があります。

本市においては、未来を切り拓く子どもたちの資質・能力を確実に育成するため、全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえ、児童生徒の学力向上に取り組むとともに、国の「GIGAスクール構想」等を参考に、ICT機器の活用を通じ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る必要があります。

※ ICT：P6の注釈参照

※ OECD平均

経済協力開発機構(OECD)に加盟している各国の数値を平均した値のことで、主に、加盟国間の経済状況、教育水準、社会指標などを比較する際に用いられる。

## (5) 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒に対しては、社会的自立に向けた様々な支援が行われていますが、その数は高い水準で推移しており、喫緊の課題となっています。こうした中、平成28年12月に文部科学省から「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、平成29年3月には法に基づく基本的な方針が策定されました。兵庫県では、国の不登校対策『COCOLOプラン』（令和5年3月策定）も踏まえ、令和5年度から学校・地域・支援関係機関・教育行政が連携して、全県一丸となった「ひょうご不登校対策プロジェクト」を推進しています。

本市においても、赤穂市不登校対策委員会等で情報交換を行うほか、市内全中学校及び一部小学校に心の教室相談員（不登校児童生徒支援員）を配置し、不登校の兆候が見られる児童生徒に対して、要因や背景に応じた適切な支援の研究・実施を進めています。また、赤穂市青少年育成センターに設置している教育支援センターふれあい教室等を活用し、教育相談、学習・生活支援及び体験活動を通じて社会的自立に向けた取組を推進しています。今後は、オンライン授業の活用など、さらなる支援の充実を図る必要があります。

## (6) 働き方改革

働き方改革関連法の成立を契機として、労働者の時間外労働に上限が設けられるなど、労働環境の改善に向けた取組が加速しています。学校現場においても、教職員が多岐にわたる業務を抱え、長時間勤務が常態化している実態から、働き方改革の推進は喫緊の課題となっています。

本市においても、教職員の働き方を見直し、教職員が担う業務の明確化・適正化を図ることで、学校における働き方改革を推進していく必要があります。教職員自らの人間性や創造性を高め、効果的な教育活動を通じて、子どもたちに対する教育の質を向上させることが重要です。

## (7) 学習指導要領の改訂

全国で統一された教育水準を保つための教育課程（カリキュラム）の基準である学習指導要領が改訂され、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から新たな学習指導要領（以下「学

習指導要領」という。)の下での教育が行われています。

新しい学習指導要領では、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)を重視した授業づくりが求められています。また、カリキュラム・マネジメント<sup>※</sup>の確立を通じて、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱となる資質・能力をバランスよく育むことが目指されています。

さらに、予測できない社会変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合い、その過程を通して自らの可能性を発揮し、持続可能な社会の発展と自らのウェルビーイング<sup>※</sup>を共創していくことが求められています。これにより、児童生徒が様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力や、様々な情報を見極めて再構成し、新たな価値を創出するコミュニケーション能力を育成することが重要です。

※ カリキュラム・マネジメント

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくこと。

※ ウェルビーイング

心身が健康で、個人の幸せと社会の幸せを調和させ、主体的な学びや多様な他者との協働を通じて自ら創り出す、生涯続く充足した状態のこと。

## (8) 感染症対策等を踏まえた新たな生活様式への対応

新型コロナウイルス感染症により、令和2年初頭から令和5年5月にかけて、教育活動に大きな影響が生じました。コロナ禍以降も、インフルエンザ等の感染症による影響が少なくないため、今後も児童生徒の学びを保障し、学校や園での感染リスクを最小限に抑え、安定した運営を目指すことが求められています。

手洗いやうがいの励行、教室の換気等の感染症対策に加え、オンライン授業を可能にするICT<sup>※</sup>環境の整備・活用など、新たな教育の形を進めていきます。

今後も教育委員会と学校園所とが一体となって感染症対策を万全に行うとともに、感染症が発生した際には、迅速かつ柔軟に対応していくことが重要です。

※ ICT：P6の注釈参照

## (9) 社会教育施設の役割及び文化財の利活用

社会教育施設は、地域の学習活動の拠点のみならず、観光振興・国際交流の拠点、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点など幅広い役割が期待されています。また文化財については、文化財保護法の改正により、保護のみならず活用についてもこれまで以上に重視する方向性となっています。

そこで、社会教育施設の役割や文化財の保存と活用のあり方については、学校教育との連携をさらに充実させるとともに、観光・地域振興・まちづくり分野などを担う他の部局等と連携を強化していくことが求められています。

## 2 赤穂市及び赤穂市の教育施設等の概要

本市は、兵庫県の南西部、岡山県との県境に位置し、東は相生市、西は岡山県備前市、北は上郡町と接する面積 126.85 ㎢のまちです。また本市の気候は、晴の日が多く雨が少ない典型的な瀬戸内海型気候区に属しています。市内には、J R山陽本線に1駅、J R赤穂線に4駅があり、このうち播州赤穂駅は、市の玄関口として、通勤・通学等で多くの市民が乗降し、観光客にも多く利用されています。また赤穂インターチェンジがある山陽自動車道、国道2号、国道250号、国道373号などの幹線道路が走り、広域交通アクセスが確保されています。市域には、縄文・弥生時代の生活を偲ばせる遺跡のほか、「忠臣蔵のふるさと」「塩のまち」として全国的に広く知られ、市内には国指定史跡の赤穂城跡を中心として赤穂義士ゆかりの神社仏閣や城下町の佇まい、風情ある歴史的なまち並みが残る坂越地区、二つの日本遺産\*など様々な歴史・文化遺産が点在しています。

また、瀬戸内海国立公園の美しい海岸線や赤穂温泉、さらには国指定天然記念物の生島樹林などがあり、豊かな自然と歴史が調和しています。

教育施設は、令和7年度現在、公立小学校10校、公立中学校5校、公立幼稚園10園、公立保育所6所、私立保育所1所、私立認定こども園1園、県立赤穂高等学校、県立赤穂特別支援学校、関西福祉大学があり、また教育関係施設として教育研究所、青少年育成センター、学校給食センター、公民館、図書館、文化会館、歴史博物館、市民総合体育館など23の施設があります。

### ※ 日本遺産

文化庁により認定された、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリー。本市では、平成30年5月に追加認定された「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」と、令和元年5月に認定された「『日本第一』の塩を産したまち 播州赤穂」の二つが日本遺産に認定されている。

## 3 赤穂市の教育をめぐる現状と課題

本市は、温暖な気候や豊かな自然環境、また歴史・文化遺産に恵まれた地域ですが、少子高齢化、国際化、高度情報化の波や核家族化に伴う社会構造の変化、子どもたちを取り巻く環境の変化は、次第に顕著になってきています。

### (1) 人口減少・少子高齢化の進行

全国的に少子高齢化が進み、人口減少時代にある我が国において、本市も例外ではなく、国勢調査に基づけば平成12年以降、人口減少傾向の中で推移しており、平成27年には5万人を下回り48,567人となっています。今後も人口減少が続き、令和12年には40,000人程度と想定されています。

こうした状況の中で、保育所・幼稚園等の利用児童数は、出生数が減少する一方、保育ニーズの増加や3歳児保育開始による利用者増によりほぼ横ばいとなっていますが、小学校10校の児童数は、平成28年度約2,500人でしたが、令和7年度約1,900人と減少しています。

中学校においても生徒数の減少が続いており、それに伴って教員配当定数も少なくなり、すべての教科担任を配置できない中学校が生じている状況です。

一方、少子高齢化、高度情報化が進む中で、子どもから高齢者までもが生き甲斐をもって楽しく主体的に学び続ける生涯学習※社会を充実させることが重要な課題となっています。これまでの個人の要望に応じた生涯学習（趣味、教養、健康づくりなど）を尊重しつつ、今後は社会の要請に基づく学びを一層推進していくことが求められます。学びの成果をより地域や社会のために活かし、地域全体の豊かさにつながる仕組みづくりを構築していくことが重要です。

※ 生涯学習：P 7 の注釈参照

## （2）個人の価値観や市民意識等の多様化

現代社会においては、人々の価値観が多様化しており、本市においても例外ではありません。生活様式や市民意識の都市化に伴い、地域や人との関わりが希薄化する傾向が見られ、家庭や地域の教育力の低下も指摘されています。その結果、豊かな人間性を育む場が不足し、社会性や規範意識、社会の一員としての自覚が十分に育まれていない状況が懸念されています。さらに、市民の安全を脅かすような事件も発生しており、子どもたちの安全意識と自己防衛力の向上が求められています。引き続き、関係諸機関と連携し、住民の参画と協働により、社会の安全確保のための取組を推進する必要があります。

学校においても、コミュニケーション能力の不足による対人関係構築の難しさ、学習意欲や規範意識の低下、生徒指導上の諸問題が喫緊の課題となっています。

これらの課題に対応するため、各学校に設置している学校運営協議会※を基盤として、家庭や地域、学校が一体となり、地域ぐるみで子育てを推進する体制を整えていくことが重要です。学校教育の充実と地域の活性化を同時に実現し、子どもたちの豊かな人間性と社会性を育むとともに、未来を切り拓く力を養っていきます。

※ 学校運営協議会

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを目的とする。

## （3）多文化共生社会の到来

社会の国際化への動きは、本市においてもますますその速度を増しています。本市には、約 550 人の外国籍の方が住民登録され、その子どもたちが市内の学校で学んでいます。なかには、児童生徒、保護者に日本語指導をはじめ様々なサポート体制が必要な場合もあり、そのサポート体制を整えておく必要があります。

小中学校への外国語指導助手（ALT）の配置など、国際理解教育の充実を図り、それぞれに違う文化や習慣をお互いに理解し、尊重していく多文化共生の視点に立ち、自らの考えをしっかりと相手に伝えるコミュニケーション能力を育てていくことが大切です。

#### (4) 情報化社会への対応

現在、超スマート社会（Society5.0）※の実現に向けて、AI※、ビッグデータ※の活用など技術革新が急速に進んでいます。

本市においても、情報化社会への対応として、必要な情報を選択し活用していく能力を育成したり、情報化社会のルールや情報セキュリティに関して適切な指導を行うとともに、情報モラル※を醸成することがますます重要になっています。そのため、学校における情報教育を通して、プログラミング的思考※の育成や有効な情報を取捨選択し活用する能力、情報モラルを高めていきます。

また、家庭や地域全体で、子どもたちがインターネットや携帯電話、ゲーム機等を通したトラブルに巻き込まれないように見守り、指導していくことも重要です。

各学校及び青少年育成センターにおいて、トラブルを未然に防ぐための正しい情報の扱い方を児童生徒だけでなく、保護者に対して啓発などするとともに、万が一、トラブルに巻き込まれた場合、その対応策について相談できる体制の充実を図っていきます。

※ 超スマート社会（Society5.0）：P6の注釈参照

※ AI：P6の注釈参照

※ ビッグデータ：P6の注釈参照

※ 情報モラル

情報を扱う上で、情報の価値の認識の向上など情報のあり方についての基本的なマナーや道徳。

※ プログラミング的思考

自分が意図する一連の行動を実現するため、どのような動きの組み合わせが必要か、どのように改善していけば意図した活動に近づくかということを論理的に考えていく力のひとつ。

#### (5) 環境保全活動への取組

近年、地球温暖化や生態系破壊といった地球規模の環境問題が深刻化しています。これに伴い、環境への関心が高まり、東日本大震災以降は再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの取組も注目されています。

環境問題の根底には、社会経済活動や人々の生活スタイルの変化といった現代社会特有の要因があり、環境負荷の少ない循環型・低炭素社会を実現するため、地域、家庭、事業者及び行政がそれぞれの立場で行動していくことが重要です。

これらの現状を踏まえ、教育においては、子どもたちが持続可能な社会の担い手として、主体的に行動できる実践力を育むことが大切です。環境、資源、エネルギー問題、廃棄物やリサイクルといった環境問題に対する責任と役割を理解させ、自ら考え、行動できる力を養っていく必要があります。

#### (6) 教育施設等の維持管理

本市には、市が保有する教育施設として公立小学校10校、公立中学校5校、公立幼稚園10園、

公立保育所6所があり、また、教育関係施設として教育研究所、青少年育成センター、給食センター、公民館、図書館、文化会館、歴史博物館、市民総合体育館など、多くの施設があります。その多くが経年劣化により、毎年修繕が必要な状況であり、計画的な整備と維持管理を進めるとともに、環境負荷の低減、維持管理コストの削減を目的とした施設改修にも取り組む必要があります。

## (7) 保育所待機児童の解消

こども家庭庁のまとめによると、全国における令和7年4月1日時点の待機児童の数は2,254人で、近年のピークであった平成29年(26,081人)から8年連続で減少し、平成6年の調査開始以降最も少なくなっています。

一方、本市においては、平成30年度に初めて待機児童8人(4月1日時点)が発生し、令和元年度には1人、令和2年度には46人の待機児童が発生しました。

保育人材の確保や幼稚園預かり保育の拡充に取り組み、4月1日時点の待機児童数は、令和3年度3人、令和4年度5人、令和5年度0人、令和6年度0人となっていましたが、令和7年度には6人と、いったん解消された待機児童が再び生ずることとなりました。

就学前の児童数が減少する一方、共働き世帯の増加等により保育ニーズは増大しており、誰もが安心して子育てができる社会を実現するために、待機児童の解消に向けて継続した取組が必要です。

## (8) 感染症に対応した新しい時代の学校教育

新型コロナウイルスをはじめとした感染症については、社会全体が長期的に対応していくことが求められています。学校においては、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減するとともに、感染者に対する差別や偏見を防止するなど、人権への十分な配慮のもとで学校運営を継続していく必要があります。

また、学校教育においては、感染拡大の状況にかかわらず子どもたちの学びを最大限に保障することが重要です。そのため、臨時休業を行わざるを得ない場合であっても、タブレット端末の活用等により、子どもたちが学びを継続できる体制を推進することが不可欠です。

## 第3部 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

### 重点目標1 次代を担う人材を育てる教育の推進

#### (1) 夢と志を育むことのできる教育環境をつくる

##### 現状と課題

- ◆希望者全員が3歳児保育を利用できる体制の整備が必要です。
- ◆「生きる力<sup>※</sup>」について、子どもたちが主体的に考え、創意工夫を活かせる特色ある教育活動の展開が必要です。
- ◆小学校における外国語の教科化に伴うグローバルな人材育成が必要です。
- ◆SNS<sup>※</sup>、インターネットの普及により適正な情報モラルを身につけることが求められています。
- ◆健やかな体の育成を目指した健康教育の充実と体力・運動能力の向上が必要です。
- ◆特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加に対応した環境整備が求められています。
- ◆「社会に開かれた教育課程の実現」を目指すため、学校運営協議会<sup>※</sup>を核とした学校・家庭・地域の連携による教育活動の展開が必要です。
- ◆社会情勢の変化に対応した施設整備と予防保全型の考えによる施設等の長寿命化が求められています。
- ◆第2期GIGAスクール構想の実現に向けたさらなるICT環境の整備と1人1台端末の活用推進が必要です。

※ 生きる力

予測が難しい現代社会を生き抜くために子どもたちに身につけさせたい、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の3つの要素を総合した力のこと。

※ SNS

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できるWeb サイトにおける会員制サービス。

※ 学校運営協議会：P11の注釈参照

##### 基本方針

赤穂の豊かな自然・歴史・文化に学び、生涯にわたり夢と志を育むことができる教育を通して、子どもたちが主体的に考え、行動する力を育てます。

支援を必要とする子どもが、自らの能力や可能性を最大限に発揮し、積極的な社会参加を実現できる教育を進めるとともに、社会に開かれた教育課程の理念のもと、学校園所と保護者・地域が協働して子どもたちの豊かな学びと成長を支える学校園所づくりを進めます。

学校施設の老朽化対策をはじめとした施設・設備の計画的な整備を行うとともに、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するために必要な環境を整えプログラミング教育<sup>※</sup>等の充実を図ります。

※ プログラミング教育

プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動やプログラミング的思考を育てる教育のこと。

### 5年間の取組の具体的内容

- 実践目標 1 就学前教育・保育内容の充実 (P. 19)
- 実践目標 2 就学前教育・保育提供体制の確保 (P. 20)
- 実践目標 3 就学前教育・保育施設の整備 (P. 20)
- 実践目標 4 幼保一体化の推進 (P. 21)
- 実践目標 5 「確かな学力※」、「豊かなこころ」を育む教育の推進 (P. 22～P. 24)
- 実践目標 6 「すこやかな体」の育成 (P. 25)
- 実践目標 7 特別支援教育の充実 (P. 26)
- 実践目標 8 学校運営協議会等による地域協働の充実 (P. 26～P. 27)
- 実践目標 9 学校施設の整備 (P. 27)
- 実践目標 10 情報教育環境の向上 (P. 27)

※ 確かな学力

知識や技能に加え、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など。



御崎保育所「ボール遊び」



城西小学校「自然学校」

## (2) 未来を拓く青少年の若い力を育てる

### 現状と課題

- ◆都市化、核家族化の進行による人間関係の希薄化と地域社会・家庭の持つ教育力の低下に対して、学校・家庭・地域の連携による青少年の育成が求められています。
- ◆地域において安心して子どもを育てることのできる環境づくりが求められています。
- ◆いじめ・不登校・虐待等の課題に対して、子どもたちや子どもを見守る保護者からの相談を受けられる体制が必要です。

### 基本方針

学校・家庭・地域が一体となり、赤穂の未来を拓く青少年が健やかに育ち、自立した社会の一員として成長する環境づくりを進めます。

また、公民館や学校運営協議会<sup>※</sup>等の充実を図り、地域が一体となった青少年育成を目指します。ストレスや精神的な不安を抱える幼児・児童・生徒やその保護者に対して、安心して相談できる相談窓口の充実として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員の活用充実を進めます。

※ 学校運営協議会：P11の注釈参照

### 5年間の取組の具体的内容

- 実践目標 1 青少年健全育成の推進 (P. 28)
- 実践目標 2 家庭教育の充実 (P. 28)
- 実践目標 3 指導相談活動の充実 (P. 28～P. 29)
- 実践目標 4 教育と福祉の連携充実 (P. 29)
- 実践目標 5 学ぶ機会の保障 (P. 29)



御崎小学校「環境体験学習」

## 重点目標 2 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築

### (1) 生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる

#### 現状と課題

- ◆個人の価値観の変化に伴う市民の学習ニーズの多様化に応え、それぞれのライフステージに即した生涯学習の総合的な推進が求められています。
- ◆公民館や図書館におけるサークル活動等の担い手が高齢化し、今後の活動の硬直化や縮小が懸念されることから、従来の活動にとどまらない生涯学習機会の充実・創出が必要です。
- ◆個人や団体の読書や学習、調査研究を継続的に支援するため、利用者のニーズを把握しながら計画的な図書整備・充実を図ることが必要です。
- ◆図書館では、市民の読書活動促進のため、さまざまな図書情報の発信に努めています。今後も新着図書案内の発行、話題の本・特集コーナー、イベント等、図書館情報の積極的な提供・発信が求められています。
- ◆市民のニーズに合った講座・教室の実施によりサービスの充実を図ることが必要です。
- ◆市民が安心して利用できるよう、公民館やスポーツ施設の長寿命化対策など、計画的な整備が必要です。
- ◆健康増進への関心の高まりにより、スポーツに対しての目的や内容が多様化しています。それぞれのライフステージに即したスポーツ活動の推進が必要です。
- ◆子どもたちのスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保するため、中学校部活動地域移行（展開）やスポーツ少年団等の活動について、地域によるサポートが一層求められています。

#### 基本方針

市民が生涯にわたり主体的に学び、楽しむことができるよう、生涯学習機会の提供を図ります。既存の公民館の計画的な改修を進め、安心・安全に利用できる公民館づくりに取り組みます。

図書館については、図書の貸出・閲覧を中心に、各種講座・教室の開催によるサービスの充実や新着図書案内の発行、話題の本・特集コーナー、イベント等、図書館情報の積極的な提供・発信を行うなど、市民の利便性の向上を図りながら、滞在型図書館を目指します。

また、健康で活力ある市民生活や地域社会の活性化のため、すべての市民が生活の一部としてスポーツ活動や健康づくり活動を行うことができる「スポーツ先進都市」として、スポーツ施設の整備・拡充及び有効活用を進めるなど、スポーツ活動の場と機会の充実を推進します。

#### 5年間の取組の具体的内容

- 実践目標 1 子育て支援の充実 (P. 30)
- 実践目標 2 生涯学習の推進 (P. 31)
- 実践目標 3 図書館サービスの充実 (P. 32)
- 実践目標 4 各種スポーツ施設の充実 (P. 33)
- 実践目標 5 スポーツ活動の推進 (P. 33～P. 34)

## (2) 歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する

### 現状と課題

- ◆地域の多様な歴史文化遺産を市民主体により継承していくことは、地域の魅力や地域力を高めることにつながるため、その積極的な顕彰と保護活動をより一層推進する必要があります。
- ◆日本遺産※をはじめとする歴史文化遺産を活用したまちづくりへのニーズが高まっており、普及活用の充実が求められています。
- ◆市所有の文化財が分散保管されるなど、体系的かつ効果的な管理・公開ができない現状にあり、これらを集約的に管理・活用するための拠点づくりが必要です。
- ◆少子高齢化によって地域伝統文化の継承が困難になってきており、担い手の確保が求められています。
- ◆豊かな感性と人間性を育むため、音楽・舞台・演劇等、質の高い芸術に触れる機会の提供が求められています。
- ◆芸術文化活動の拠点としての文化会館をはじめとした文化施設や公民館の施設及び設備の充実を図り、市文化協会・公民館登録サークルなどの活動支援が必要です。

※ 日本遺産：P10の注釈参照

### 基本方針

本市には二つの日本遺産が認定されている等、各地区に豊かで魅力的な歴史文化遺産が数多く残されています。このような地域に根ざした歴史文化遺産の調査や整備を行い、その周知・保護・継承を進めるため、赤穂市歴史文化基本構想に基づき、引き続き市内の歴史文化遺産の掘り起こしと顕彰を進め、日本遺産をはじめとする多様な地域の歴史を積極的に活用することによって、本市の魅力を高める取組を進めます。また、市内各地の文化財等の公開・展示施設の充実・活用を図るとともにICT等を活用した多様な情報発信により、多くの人々が本市の歴史や文化に親しめる環境づくりを推進します。

文化芸術団体を支援・育成するとともに、その成果を発表する機会を充実させ、歴史文化遺産を活かした歴史と文化が息づくまちづくりを進めます。公民館講座等においては、郷土の歴史を学ぶ講座を実施し、郷土への理解を深めます。

### 5年間の取組の具体的内容

- 実践目標 1 歴史文化遺産の調査研究・保全・整備 (P. 35)
- 実践目標 2 積極的な情報発信による歴史文化遺産に触れる機会の創出と活用の推進 (P. 35～P. 36)
- 実践目標 3 文化施設と文化芸術活動の充実 (P. 36)
- 実践目標 4 特色ある文化活動の推進 (P. 37)

## 第4部 5年間の取組の具体的内容

### 重点目標1 次世代を担う人材を育てる教育の推進

#### 基本施策1 夢と志を育むことのできる教育環境をつくる

##### 施策の取組

#### 実践目標1 就学前教育・保育内容の充実

##### ① 生涯にわたる人格の形成

様々な遊びや経験を通して、基本的な生活習慣や非認知能力※、「生きる力」の基礎を一体的に育むことができるよう、乳幼児期にふさわしい環境（人的・物的）を整備します。

※ 非認知能力

学力やIQテストのように数値で測ることが難しい、意欲や協調性、自制心、やり抜く力、自己肯定感といった人間が社会で生きていく上で不可欠なスキルの総称。

##### ② 保育士・幼稚園教諭の資質・能力向上

職員の資質・能力向上のための研修を計画的に実施するとともに、教育・保育内容の充実に向け、各園所内で教育・保育の課題等への共通理解や協同性を高めるなど、組織的な取組を行います。また、公立・私立施設が合同で研修を受講できる機会を増やし、市全体の教育・保育の質の向上を図ります。

##### ③ 感染症予防に配慮した保育の実施

乳幼児の安全確保を第一に考え、正しい知識を持って感染予防に努めるとともに、感染症の発生状況に合わせて柔軟に保育内容や行事を見直していきます。また、家庭の協力も得ることができるよう、感染症の発生状況や、感染症に関する正しい知識・予防法等の情報を保護者と共有します。

##### ④ 子育て支援体制の充実

地域における子育て支援の拠点として、子育てに関する情報提供や育児相談を行うことで、保護者の不安や負担感を軽減し、安心して子育てができる環境づくりにつながる取組を推進します。

また、保育料軽減や給食費の一部支援等により、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。

#### 〈主な目標指標〉

指標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
幼児教育・保育研修の実施回数	回	89	89	90
公立・私立就学前教育・保育施設合同研修の実施回数	回	2	2	5
子どもが喜んで幼稚園に通っていると思う保護者の割合	%	—	96.7	100

## 実践目標 2 就学前教育・保育提供体制の確保

### ① 待機児童の解消

4月1日時点の待機児童数は、令和5年度、令和6年度は0人でしたが、令和7年度には6人となりました。保育人材の確保、預かり保育の拡充、既存施設の有効活用により、民間事業者とも連携しながら、利用希望に応じた保育の提供体制を確保し、待機児童の解消を図ります。

### ② 3歳児保育の拡充

10園ある公立幼稚園のうち、3園で実施している3歳児保育を継続するとともに、保育ニーズを踏まえながら、他園での拡充について検討を進めます。

### ③ 預かり保育の充実

幼稚園教育要領の「預かり保育に係る留意事項」を踏まえて作成した「預かり保育カリキュラム」に則り、質の高い預かり保育の提供に努めるとともに、多様化する保護者ニーズへの対応を行います。

### ④ 保育人材の確保

「保育士・幼稚園教諭就職支援ガイダンス」を実施し、有資格者や、将来、保育所・幼稚園で働きたいと考えている学生等に「幼児教育・保育の魅力」「赤穂市で教育・保育の職に就くことの魅力」をアピールし、保育人材の確保に努めます。

#### 〈主な目標指標〉

指標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
保育所待機児童の人数(4月1日現在)	人	8	0	0
保育士・幼稚園教諭就職支援ガイダンス参加人数	人	13	30	30

## 実践目標 3 就学前教育・保育施設の整備

### ① 設備、教材等の充実

遊具などを計画的に整備、維持補修、更新するとともに、熱中症対策や感染症対策に必要な設備を整備し、安全な保育環境の整備を進めます。

また、発達段階に応じた絵本や図書を計画的に購入し、図書の充実に努めます。

### ② 施設の老朽化・耐震化対策の推進

子どもたちの安全を最優先に考え、幼稚園の耐震化については文部科学省の基準に基づき100%達成しています。一方、一部の園舎及び保育所については、施設の老朽化を考慮し、建て替えによって耐震性を確保する方針です。将来的な大規模地震に備え、地域ごとの就学前教育・保育施設の配置やニーズの動向を踏まえ、幼保一体化も視野に入れながら、子どもたちを守るための施設整備を検討していきます。

## 実践目標 4 幼保一体化の推進

### ① 幼保一体化の推進

幼稚園における預かり保育・3歳児保育の実施、保育所における幼児教育施設としての機能強化など、幼保一体となって多様化・増大する教育・保育ニーズに対応してきましたが、平成30年度以降、待機児童が発生し、その他にも施設の老朽化、少子化の進行、保育人材確保などの諸課題が生じています。

これらの諸課題に対応するため、本市の実情に応じた「認定こども園」の導入及び就学前教育・保育施設のあり方について検討を進めます。

### ② 幼保の人事交流

幼保一体化を更に推進するため、保育所と幼稚園の人事交流を行います。

保育所保育指針<sup>※</sup>と幼稚園教育要領<sup>※</sup>が改訂され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が共通して示されるなど整合性が図られました。更に保幼小の接続も重要になってきています。これまで保育所・幼稚園がそれぞれ積み重ねてきた専門的な知識や技術・経験を集積し、将来を見据えたより質の高い幼児教育・保育を提供することを目指します。

※ 保育所保育指針

保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について厚生労働省が示したものを。

※ 幼稚園教育要領

幼稚園が従うべき幼稚園教育の基本や保育内容に関する基準について、文部科学省が示したものを。



赤穂幼稚園「小動物とのふれあい」

## 実践目標5 「確かな学力<sup>\*</sup>」、「豊かなこころ」を育む教育の推進

### ① 「わかる授業」「楽しい授業」の創造

「児童生徒とともに創る授業」「児童生徒のわかりたいという願いに応える授業」を常に念頭におきます。児童生徒の学びを中心にした教材研究や指導方法の工夫改善に取り組み、「わかる喜び」と「学ぶ楽しさ」を味わわせる授業を創造することにより、児童生徒一人一人の学習意欲を喚起し、確かな学力<sup>\*</sup>の向上を図ります。

※ 確かな学力：P15の注釈参照

### ② 授業改善と個に応じた学習の充実

学習指導要領に示された「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。また、児童生徒一人一人の能力や適性等に応じて、児童生徒の意欲を高め、やりたいことを深められる学びを保障する「個別最適化された学び」の実現に向けた取組を進めます。

### ③ 教職員としての資質と実践的指導力の向上

教職員としての使命感と高い倫理観を保持するとともに、豊かな人間性を涵養するため、計画的に研修を実施し、専門性と実践的指導力の向上を図ります。

### ④ 教職員の勤務時間の適正化と心身の健康づくり

業務内容の見直しや校務の情報化・共有化を進め、効率的な学校運営を通して、勤務時間の適正化を図ります。教職員の心身の健康保持・増進を推進するとともに、児童生徒と向き合う時間をより多く確保し、こころの通い合う教育を実現します。

### ⑤ 保幼小連携教育の推進

5歳児から小学校1年生までの「架け橋期」の教育の充実を図るため、保幼小の保育士・教諭が「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を共通の手がかりに、合同研修や相互参観を通じて、子どもの学びを共有していきます。

本市では、各小学校区内に公立幼稚園が設置され、校区内での小学校と幼稚園の情報共有が円滑に図られていますが、公立幼稚園以外に在籍している5歳児についても、関係機関での情報共有を行い、子どもたちが学びの段差を感じることなく、自信を持って小学校生活を始められるような体制整備を図ります。

### ⑥ 小中連携教育の推進

学習指導要領の改訂により新設された小学校「外国語科」や、特別活動を要としたキャリア教育<sup>\*</sup>の充実など、小学校での学びが中学校へ円滑に引き継がれるよう取組を推進します。あわせて、小中学校教員による授業研究に関する交流を充実させ、児童生徒一人一人の豊かな学びへとつなげるための効果的な方法を継続して研究します。

※ キャリア教育

社会や職業に関わる様々な学習活動の機会を設け、青少年が自己と社会について多様な気づきを得ることを通して、自己の生き方についての考えを深める教育のこと。

### ⑦ ふるさと意識を醸成する教育の推進

カリキュラム・マネジメント※を進め、各教科における地域に関する調べ学習等を通じて、郷土の歴史・自然・環境等に関する学習を推進します。また、児童生徒が地域社会とつながる機会や活動について研究を進め、「地域とともにある学校づくり」の実現を図ります。

※ カリキュラム・マネジメント：P 9の注釈参照

### ⑧ 赤穂義士を語れる児童生徒の育成

赤穂義士に関する学習時間を確保し、郷土と日本の文化や歴史に関する理解を深めます。また、子ども赤穂義士検定※を継続実施し、赤穂義士に関する知識の定着を図ります。

※ 子ども赤穂義士検定

各学校における義士教育を通して赤穂義士への知識・理解を深めるとともに、興味・関心を高め、ふるさと赤穂に対して愛着と誇りを持つ児童の育成を目指して、小学校6年生を対象に実施している検定のこと。

### ⑨ 国際理解教育の推進

我が国の文化と歴史を知るとともに、異文化を理解・尊重し、相互理解の態度を育む教育を推進します。各教科の学習を通して、自己の文化への理解を深めつつ、他者と共に生きる資質やコミュニケーション力を育みます。

### ⑩ 国際感覚豊かな子どもの育成（外国語教育の充実）

小学校外国語の教科化（5・6年生）や外国語活動（3・4年生）の導入に伴い、小中学校における外国語教育の接続充実を図ります。あわせて、小学校における専科教員の配置や外国語指導助手（ALT）の活用に加え、タブレット端末を効果的に組み合わせることで、外国語によるコミュニケーション能力の向上や、外国の言語・歴史・文化・伝統などを一体的に学ぶ取組を推進します。

### ⑪ 情報発信技術の活用

児童生徒については、端末操作の技能向上に加え、情報モラルに関する知識を深め、日常生活での応用・実践を図ります。教職員については、「ひょうごGIGAワークブック」等を授業や研修の教材として活用し、児童生徒への適切な情報モラルの指導に努めます。

### ⑫ プログラミング教育※の充実

プログラミングを体験的に学ぶことで、論理的思考力・課題解決能力・表現力等の定着を図ります。あわせて、身近な生活におけるプログラミングの活用を理解し、よりよい生活や社会の実現に生かそうとする態度を育てます。

※ プログラミング教育：P15の注釈参照

### ⑬ 体験教育の充実

小学校での環境体験（3年生）・自然学校（5年生）、中学校でのトライやるウィーク（2年生）に加えて、カリキュラム・マネジメント※による各学校の特色に応じた体験教育を推進し、試行錯誤の中で自己認識や自尊感情を高め、人間としての在り方や生き方について学ぶ機会を積極的に設けます。

※ カリキュラム・マネジメント：P9の注釈参照

### ⑭ 防災教育の充実

地震・津波・気象災害等の地域実態に応じた避難訓練や平時からの備えに関する学習を推進するとともに、児童生徒が「自助・公助・共助」の精神をもって命を守る行動がとれるよう、防災教育の充実を図ります。

### ⑮ 人権教育の充実

様々な人権課題を自分事として捉え、その解決に向けた具体的な行動につなげるため、教育実践研究大会や人権教育実践研究会を継続して開催し、人権を尊重する精神の涵養を図ります。また、各学校においては、全ての領域・教科等に人権教育の視点を取り入れ、教育活動全体を通じて人権意識の高揚をめざします。

### ⑯ 道徳教育の充実

「特別の教科 道徳」を中心に道徳教育を推進し、いじめ問題等への対応を充実させるとともに、発達段階を踏まえた体系的な指導を展開します。さらに、各学校において道徳教育推進教師を中心に年間カリキュラムの見直しや、授業力向上の研究を進め、児童生徒の道徳的実践力の育成を図ります。

### ⑰ 感染症対策を講じた上での学びの保障

新型コロナウイルスをはじめ様々な感染症の対策に配慮した環境整備や教育活動を行います。また、感染症発生時には関係機関と迅速に連携し、適切に対応することで、児童生徒の健やかな学びを保障します。

#### 〈主な目標指標〉

指標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
明日も学校に行きたいと思える児童生徒の割合	%	—	85.5	90.0
小中学校教員相互の交流授業の実施回数	回	45	45	45
地域や社会に貢献したいと考える児童生徒の割合	%	—	82.4	90.0
子ども赤穂義士検定の合格率	%	97.7	99.0	100

## 実践目標6 「すこやかな体」の育成

### ① 「早寝 早起き 朝ごはん」運動の推進

子どもの生活習慣についてアンケート等で実態を把握し、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を通じて心身の健全な成長を促す取組を継続・推進します。あわせて、中学校区を中心に運動の推進を図り、家庭・学校園所の連携を強化して、子どもたちの健やかな成長に努めます。

### ② 学校体育の充実

児童生徒の体力向上を目的として、個々の課題に応じた目標設定や、振り返り学習等を学習の過程に取り入れて体育科授業の充実を図ります。また、体力アップサポーター派遣事業等の活用促進により、教育活動における取組を充実させます。

### ③ 学校における「食育※」の推進

年度ごとに「食に関する指導の全体計画」を見直し、学校教育における食育の推進を図ります。あわせて、学校給食センターや栄養教諭の専門性も活かし、各校巡回による直接の指導や「学校給食だより」を通して食への関心を高めます。

#### ※ 食育

「食育基本法」によると、「生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」こととされている。とりわけ、子どもたちに対する食育は、「心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるもの」と規定され、「食育推進基本計画」により、学校における食育の推進が重要視されている。

#### 〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
体力・運動能力調査結果の向上	項目	4割が県平均以上	3.1割が県平均以上	7割が県平均以上



新学校給食センター（令和7年8月竣工）



学校給食センター「児童施設見学」

## 実践目標 7 特別支援教育の充実

### ① 支援・指導体制の充実

一人一人の障がいや特性に応じた教育的ニーズを踏まえ、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」等を活用するとともに、特別支援教育指導補助員の配置を進め、医療・福祉等の関係機関と連携して、より専門的で適切な支援体制の構築を推進します。

### ② 就学指導・進路指導の充実

「赤穂市における配慮・支援が必要な幼児児童生徒の移行期の支援継続の手引き」に基づき、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」等の確実な引継ぎを通して、校種間での継続的な支援体制と情報共有による連携を維持し、さらなる就学指導・進路指導の充実に努めます。

### ③ 自立と積極的な社会参加への支援

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域社会で自立し、積極的に社会参加できるよう、県立赤穂特別支援学校をはじめ、医療・福祉等の関係機関と情報を共有し、適切な支援を行います。

### ④ 相談体制の充実

特別支援教育コーディネーターを中心に、学校内での情報共有をさらに強化するとともに、医療・福祉等の関係機関や地域社会と緊密に連携し、相談体制の一層の充実に努めます。

#### 〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
「自己肯定感」を感じる児童生徒の割合	%	—	84.3	90.0

## 実践目標 8 学校運営協議会\*等による地域協働の充実

### ① 学校園・地域の協働文化の構築

学校運営協議会を中心に地域と連携し、引き続き子どもの学びと成長を支援します。あわせて、学校園と地域が協働して行う地域資源を活かした教育活動への取組を支援することで、より安心・安全で開かれた教育課程の実現を目指します。

※ 学校運営協議会：P11の注釈参照

### ② 地域参画による教育活動の充実

学校運営協議会の機能を子どもたちの健やかな学びを支える組織として活用し、「地域とともにある学校づくり」を目指します。学校と家庭、地域が一体となった教育活動を推進し、その充実に努めます。

### ③ 地域人材の積極的な活用の推進

地域人材を活用した授業展開や、地域ぐるみで子どもを育てる学校と地域の連携を支援し、「ふるさと意識を醸成する教育」を継続して実施します。

### ④ 大学等との連携の充実

関西福祉大学教員による市内小中学校教職員への研修や講義、市内小中学校への教育実習生やボランティア学生の受入れ等を通じた連携強化により、市内小中学校と大学が相互の教育資源を活用できる体制を構築し、児童生徒への教育活動の充実を図ります。

#### 〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
地域人材を活用した取組数	回	3	7	7

## 実践目標9 学校施設の整備

### ① 社会情勢の変化に対応した施設整備

学校施設の照明器具のLED化等脱炭素を意識した施設整備を推進します。

### ② 長寿命化の視点にたった整備

学校施設の長寿命化方針を示した個別施設計画に基づき、施設の老朽化に伴う改修を計画的に進め、児童生徒が過ごしやすい安心・安全な環境づくりを推進します。

### ③ 予防保全による計画的な整備

建物劣化や破損などによる事案が発生してから保全を行う「事後保全」による改修から、長期的視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、施設の長寿命化を推進します。

## 実践目標10 情報教育環境の向上

### ① 学校ICT環境の整備と活用

第2期GIGAスクール構想※を実現するため、1人に1台配布しているタブレット端末等のICT機器が安心・安全・快適に活用できるようICT環境の整備を更に進めるとともに、ICTを有効活用した学習活動の工夫・改善を推進します。

※ GIGAスクール構想：P6の注釈参照

## 基本施策 2 未来を拓く青少年の若い力を育てる

### 施策の取組

#### 実践目標 1 青少年健全育成の推進

##### ① 青少年の好ましい環境づくりの構築

青少年が健やかに育つ環境を地域全体で構築するため、各中学校区での地域サポートチーム会議を継続的に開催し、支援が必要な児童生徒や家庭への具体的な支援策を協議するとともに、福祉や医療等の関係機関との連携を強化していきます。

##### ② 地域ふれあい活動の推進

地区ふるさとまつりや三世代交流事業、地域美化清掃活動など、青少年が参加する地域行事やボランティア活動を推進します。

##### ③ 地域社会と協働した事業の推進

民生委員児童委員や主任児童委員、青少年育成推進委員をはじめとする地域社会の関係者と協働して青少年の健全育成に取り組むとともに、巡回補導活動や「ながら見守り」、各地区におけるあいさつ運動への協力を進めます。

#### 実践目標 2 家庭教育の充実

##### ① PTA活動への支援

P T A活動を地域とともに支援し、家庭教育学級等を通して、家庭の教育力の向上を図ります。

##### ② 学校園・地域の協働文化の構築（再掲）

学校運営協議会を中心に地域と連携し、引き続き子どもの学びと成長を支援します。あわせて、学校園と地域が協働して行う地域資源を活かした教育活動への取組を支援することで、より安心・安全で開かれた教育課程の実現を目指します。

※ 学校運営協議会：P11の注釈参照

#### 実践目標 3 指導相談活動の充実

##### ① 指導・相談活動の充実

不登校やいじめ問題等、児童生徒の心のケアや課題解決を支援するため、スクールカウンセラーと教員の連携を図り、安心して学校生活を送れるようにサポートします。また、保護者や教職員への相談体制を整備し、学校全体の相談機能の充実を図ります。

〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
「いじめ」を否定する児童生徒の割合	%	—	97.3	100

**実践目標4 教育と福祉の連携充実**

**① スクールソーシャルワーカーとの協働による相談体制の充実**

児童生徒に対する身体的虐待やネグレクト等、学校だけでは解決困難な課題に対して、学校・家庭・地域・関係機関の連携を強化し、総合的な課題解決の調整役としてスクールソーシャルワーカーを活用します。また、児童生徒や保護者が困難に直面した際、迅速に相談できるよう、各学校でスクールソーシャルワーカーの相談支援体制の周知啓発を進めます。

〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
「自己肯定感」を感じる児童生徒の割合（再掲）	%	—	84.3	90.0

**実践目標5 学ぶ機会の保障**

**① 教育関係施設との連携**

関西福祉大学等市内の教育関係施設と連携し、市民に対して福祉やボランティアに関する学習の場が効果的に提供されるよう取組を進めます。

**② キャリア教育<sup>※</sup>の充実**

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、キャリア・パスポート<sup>※</sup>の一層の活用や「トライやる・ウィーク」等の体験学習を通じて、子どもたちが夢や目標を持ち、具体的な計画を立てて実現に向けて進む力（キャリアプランニング能力）を育みます。

※ キャリア教育：P23の注釈参照

※ キャリア・パスポート

小学校から高校までの12年間を通じて作成され、児童生徒がキャリア教育における学習経験や活動の記録を蓄積し、自身の学びの軌跡と成長を振り返ることができる資料のこと。

## 重点目標 2 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築

### 基本施策 1 生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる

#### 施策の取組

#### 実践目標 1 子育て支援の充実

##### ① 子育て学習活動の充実

子育ての負担感の緩和や親の仲間づくりを支援するため、未就園児とその親が気軽に集い、交流を図る場の提供や子育てに関する悩み等を気軽に相談できる場の提供により、子育て中の親を支援し、自主的・主体的に生きる子どもの育成に努めます。

##### ② 放課後児童の健全な育成の取組

保護者が放課後に就労等により家庭にいない児童が健やかに成長できるように適切な遊びや生活の場を提供するアフタースクールや、地域の方々の協力を得て子どもたちが学習や交流活動を行い安全で安心して過ごせる場を提供する放課後子ども教室等を実施し、安全な居場所の確保と児童の健全な育成に取り組みます。

##### ③ 学校給食費の負担軽減の取組

国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」施策に加え、幼稚園、小・中学校を対象とした本市独自の無償化事業を推進し、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。

#### 〈主な目標指標〉

指 標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
アフタースクール登録児童数	人	486	537	568



子育て学習センター  
「親子で楽しくリトミック」

## 実践目標 2 生涯学習の推進

### ① 生涯学習機会の充実

子どもから高齢者まで人生 100 年時代<sup>\*</sup>に対応した市民の学習ニーズや地域の実情に応じた公民館講座を開設するなど様々な学習機会を提供します。

※ 人生100年時代：P 7 の注釈参照

### ② 市民の自主的な学習活動の支援

地域住民が学習活動を行う団体を公民館登録サークルとして認定し、活力ある地域コミュニティの形成に繋がります。

### ③ 総合的な生涯学習推進体制の整備

市民一人一人の生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進するために、多様化する市民ニーズに対応した生涯学習の推進体制を整備します。

### ④ 公民館登録サークルへの参加呼びかけ

公民館登録サークルの担い手が高齢化していることから、公民館登録サークルの活動内容等の情報発信を行い、市民の幅広い世代に参加を呼びかけます。

### ⑤ 生涯学習施設の計画的改修

経年劣化が進む公民館が多い中で、住民が安心・安全に利用できるよう、社会情勢の変化に対応しながら設備の見直しを進めることにより、施設の長寿命化を図ります。

### ⑥ 部活動地域移行(展開)

令和 6 年 12 月の部活動地域移行協議会において、令和 8 年度内に全ての中学校部活動を地域に移行(展開)することとしました。今後は、生徒のニーズに応じた活動の提供、受入団体や指導員確保等の課題の解消・減少に向けて、地域・学校・行政が連携し、地域移行(展開)を通じた地域の活性化を図ります。

#### 〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和 6 年度	令和12年度 (目標値)
公民館登録サークル利用者数	人	41,265	33,151	43,000
中学生が活動可能な地域スポーツ・文化芸術受入団体数	団体	—	22	45

### 実践目標3 図書館サービスの充実

#### ① 計画的な図書整備

個人や団体の読書や学習、調査研究を継続的に支援するため、利用者のニーズを把握しながら計画的な図書の整備・充実を図ります。

#### ② 図書館情報の発信

市民の読書活動支援・促進のため、新着図書案内の発行や、話題の本・特集コーナー、イベント等、図書館情報の積極的な提供・発信に努めます。

#### ③ 図書館サービスの充実

館内図書の貸出・閲覧だけでなく、市民のニーズに合った講座や教室を実施するとともに、東備西播定住自立圏及び播磨圏域連携中枢都市圏域内の図書館との連携事業や、県内外の図書館との相互貸借の推進など、サービスの充実を図ります。

#### ④ 図書館活動の充実

図書館ボランティアの登録・育成に努めるとともに、図書館を利用する活動団体の育成・支援を行い、生涯学習機会の充実・創出を図ります。また、学校園所や地域との連携を図りながら、子どもの読書活動をより一層推進します。

#### 〈主な目標指標〉

指 標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
図書館における活動団体数	団体	60	65	75



図書館「歴史と文学の講座」

## 実践目標 4 各種スポーツ施設の充実

### ① スポーツ施設の整備

市民のだれもがそれぞれの体力や年齢、目的に応じて、楽しく安全にスポーツに親しむことのできる環境を確保するため、市民のニーズに合わせて、地区体育館や学校開放施設等、スポーツ施設における備品整備の充実を図ります。

### ② 運動施設の利用促進

一人でも多くの市民が、それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動の機会を充実させるため、東備西播定住自立圏域内の公共施設等の情報を提供するとともに、相互利用など広域的な運動施設の利用促進を図ります。

### ③ 運動施設の計画的な維持補修・更新

経年劣化が進んでいるスポーツ施設については、長寿命化の方針を示した個別施設計画に基づき、施設の老朽化に伴う改修を計画的に進め、安全性と利便性の向上に努めます。

#### 〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
各種スポーツ施設の利用者数	人	506,228	517,649	530,000
スポーツ大会の参加人数	人	16,765	8,182	11,000

## 実践目標 5 スポーツ活動の推進

### ① 生涯スポーツの促進

市民がそれぞれの目的・年齢・体力に応じてスポーツを楽しみ、健康で豊かな生活を送ることのできる生涯スポーツの促進を図ります。

### ② 観光施策との連携

魅力と活気あふれる忠臣蔵のふるさと播州赤穂を全国に発信するために、観光施策と連携したスポーツイベントの開催、また姉妹都市、義士親善友好都市との交流大会の充実を図ります。

### ③ スポーツ団体の育成・強化

身体能力や技術力の向上を目的として、市体育協会などが従来から推進してきた競技大会やスポーツ教室を促進するとともに、市体育協会と小学校・中学校・高等学校・大学等との連携による指導体制の充実を図ります。

### ④ スポーツ指導者の充実

競技力の向上を目指す市民のために、市体育協会や小学校・中学校・高等学校・大学等と連携

して経験豊かな指導者を確保するとともに、これらの人材を活用した講習会の開催などにより、スポーツ団体指導者のスキルアップを図ります。

### ⑤ 部活動地域移行(展開)(再掲)

令和6年12月の部活動地域移行協議会において、令和8年度内に全ての中学校部活動を地域に移行(展開)することとしました。今後は、生徒のニーズに応じた活動の提供、受入団体や指導員確保等の課題の解消・減少に向けて、地域・学校・行政が連携し、地域移行(展開)を通じた地域の活性化を図ります。

### ⑥ 地域と連携した行事等の開催

地域の自然を活かした市民の健康づくりとして「赤穂トレックウォーク」や、西播磨県民局による「西播磨山城復活プロジェクト」と連携したイベントを開催し、健康づくりとともに、地域の自然・歴史などの様々な地域資源にふれあいながら、楽しむことのできるイベントを推進します。

#### 〈主な目標指標〉

指 標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
スポーツ少年団登録者数	人	724	578	750
中学生が活動可能な地域スポーツ・文化芸術受入団体数(再掲)	団体	—	22	45
地域の資源を活かした「赤穂トレックウォーク」等参加者数	人	0 (H30実績36)	89	100



市民総合体育館「市民総合体育祭(幼児体操演技)」

## 基本施策2 歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する

### 施策の取組

#### 実践目標1 歴史文化遺産の調査研究・保全・整備

##### ① 歴史資源の保全整備

国指定史跡赤穂城跡をはじめ、市内各地区の歴史的な特徴を形成している歴史資源の保全整備を推進し、本市の豊かな歴史文化の魅力を向上させることによって、市民が歴史や文化に親しめる環境づくりや、観光振興にも積極的に活用できるよう取組を進めます。

##### ② 各種文化財の調査研究

二つの日本遺産<sup>※</sup>をはじめ、本市の多様で豊かな歴史文化遺産を顕彰するため、様々な文化財の掘り起こしと調査研究を推進し、調査成果を記録として刊行するとともに、資料のデジタル化を推進し積極的な公開と観光振興などに活用を図ります。また、重要なものについては指定文化財等に指定し、その保存と顕彰に努めます。

※ 日本遺産：P10の注釈参照

#### 〈主な目標指標〉

指標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
赤穂城跡二之丸庭園整備の進捗率	%	74.1	84.9	100
文化財の顕彰・記録の調査報告書通巻号数	号数	93	103	115
市指定文化財 <sup>※</sup> の指定件数	件数	53	54	65

※ 市指定文化財

本市の区域に存する文化財のうち、本市にとって重要なものを市指定文化財に指定したもの。市指定文化財は、あらかじめ本市文化財保護審議会に諮問し、調査審議結果の答申に基づき指定される。

#### 実践目標2 積極的な情報発信による歴史文化遺産に触れる機会の創出と活用の推進

##### ① 歴史文化資料の作成・公開・活用の充実

『図説赤穂市史』や『赤穂市史史料集』など、市の歴史文化に関する書籍や資料を作成し、普及啓発に努めます。

##### ② 文化財保存・公開施設の充実

市内各地の文化財等の公開・展示施設の充実・活用を図り、多くの人々が本市の歴史文化に親しめる環境づくりを推進します。このためにも、施設の適正な維持管理と充実を図るとともに、企画展示や体験教室等を開催するなど、積極的に市民が歴史文化に触れる機会を提供します。

### ③ 歴史・伝統文化の継承と普及

人々の生活に根づいてきた生活文化・習俗・祭礼・民俗芸能・生産技術などの地域の伝統文化は、地域の貴重な歴史文化遺産であるだけでなく、地域の活性化・世代間交流・まちづくりなど、地域のコミュニティの維持形成にも重要な役割を果たすことが期待されています。このため、伝統文化の調査と記録を充実するとともに、次世代への継承を支援します。

#### 〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
文化財公開施設*の入館(園)者数(6ヵ所)	人	78,850	71,661	78,400
講師等の派遣回数(年間)	回	29	33	40

※ 文化財公開施設(6ヵ所)

赤穂城跡本丸櫓門、近藤源八宅跡長屋門、有年原・田中遺跡公園、東有年・沖田遺跡公園、旧坂越浦会所、有年考古館。

## 実践目標3 文化施設と文化芸術活動の充実

### ① 文化施設の適切な維持管理

文化交流、発信の拠点施設である文化会館など各文化施設については、経年劣化が進んでいるため、計画的に整備を行い、長寿命化を図っていきます。また利用者に快適に施設を利用してもらえるよう、適切に修繕を実施するなど安心・安全な環境づくりに努めます。

### ② 文化芸術にふれる機会の充実

多種多様な方々が鑑賞したいと思う事業、市民文化の向上と芸術家育成のための事業などを実施するとともに、広く情報発信し、市民が多様な文化芸術に触れ、親しむ機会を充実します。また市民の文化芸術活動の機会を創出し、市民文化意識の向上を図ります。

### ③ 市民の文化活動の支援・育成

芸術文化の担い手の育成支援や奨励金等による活動の支援、自主的に文化芸術活動を行う団体が活動を発表できる場と機会を設けるなど、市民の文化活動の振興と奨励を図ります。

#### 〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
市民一人当たりの文化会館利用回数	回	2.0	1.5	2.4

## 実践目標 4 特色ある文化活動の推進

### ① 歴史講座の開催と資料等の収集・展示

本市の歴史遺産や文化遺産に関する講座を開催し、郷土愛を深めるとともに、本市ゆかりの関係資料を収集・展示し情報発信の継続に努めます。

#### 〈主な目標指標〉

指 標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
歴史講座等の実施回数	回	2	2	2



旧坂越浦会所



文化会館「赤穂市民文化祭」



# 参 考 資 料

- 1 用語解説
- 2 目標指標一覧
- 3 赤穂市教育振興基本計画検討委員会設置要綱
- 4 赤穂市教育振興基本計画検討委員会委員名簿
- 5 計画改定の経過

# 1 用語解説

## 【あ行】

I o T	Internet of Things の略語で、家電、自動車などさまざまなモノに通信機能を搭載してインターネットに接続・連携させる技術のこと。
I C T	Information and Communication Technology の略語で、情報通信技術の意味を表し、インターネット等の通信とコンピュータとを駆使する情報技術のこと。
生きる力	予測が難しい現代社会を生き抜くために子どもたちに身につけさせたい、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の3つの要素を総合した力のこと。
ウェルビーイング	心身が健康で、個人の幸せと社会の幸せを調和させ、主体的な学びや多様な他者との協働を通じて自ら創り出す、生涯続く充足した状態。
A I	Artificial Intelligence の略語。学習・推理・判断などの人間が行っている知的な作業をコンピュータ上で人工的に実現する技術。一般的に人工知能と呼ばれている。
S N S	ソーシャルネットワークワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトにおける会員制サービス。
S D G s (エス・ディ・ジー・ズ)	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略語で、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のこと。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと169 のターゲットから構成されている。
O E C D平均	経済協力開発機構 (OECD) に加盟している各国の数値を平均した値のことで、主に、加盟国間の経済状況、教育水準、社会指標などを比較する際に用いられる。

## 【か行】

カリキュラム・マネジメント	「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくこと。
学校運営協議会	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを目的とする。
キャリア教育	社会や職業に関わる様々な学習活動の機会を設け、青少年が自己と社会について多様な気づきを得ることを通して、自己の生き方についての考えを深める教育のこと。
キャリア・パスポート	小学校から高校までの12年間を通じて作成され、児童生徒がキャリア教育における学習経験や活動の記録を蓄積し、自身の学びの軌跡と成長を振り返ることができる資料のこと。
G I G Aスクール構想	Global and Innovation Gateway for All の略語で、義務教育における児童生徒一人一人に端末を配備し、高速大容量の通信ネットワークと一体的に整備する国の構想。これにより、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正かつ個別最適化された学びを全国の学校現場で継続的に実現することを目指している。
グローバル化	国家・文化・経済・政治等、人間の諸活動やコミュニケーションについて、国や地域等の地理的境界や枠組みを超えて地球規模で統合・一体化が進むこと。
子ども赤穂義士検定	各学校における義士教育を通して赤穂義士への知識・理解を深めるとともに、興味・関心を高め、ふるさと赤穂に対して愛着と誇りを持つ児童の育成を目指して、小学校6年生を対象に実施している検定のこと。

## 【さ行】

市指定文化財	本市の区域に存する文化財のうち、本市にとって重要なものを市指定文化財に指定したもの。市指定文化財は、あらかじめ本市文化財保護審議会に諮問し、調査審議結果の答申に基づき指定される。
生涯学習	教育基本法第3条で、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定している。

食育	「食育基本法」によると、「生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」とされている。とりわけ、子どもたちに対する食育は、「心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるもの」と規定され、「食育推進基本計画」により、学校における食育の推進が重要視されている。
情報モラル	情報を扱う上で、情報の価値の認識の向上など情報のあり方についての基本的なマナーや道徳。
人生 100 年時代	日本は長寿大国であり、寿命が 100 年前後まで伸びる時代の到来が予測されている。100 年という長い人生をより充実したものにするために、人生の選択肢が多様化する中、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習がますます重要になると考えられる。

#### 【た行】

確かな学力	知識や技能に加え、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など。
超スマート社会 (Society5.0)	狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を目指すもので、第 5 期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society) のこと。

#### 【な行】

2030 総合計画の 4 つの柱	社会潮流や市民の皆様の意識を踏まえ、将来にわたりまちの活力を保ち続けるため、また本市の魅力を未来に引き継ぐための基本的な方向性を『安心』・『快適』・『元気』・『人』の 4 つの柱として設定している。 『安心』 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり 『快適』 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり 『元気』 産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり 『人』 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり
日本遺産	文化庁により認定された、地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリー。本市では、平成 30 年 5 月に追加認定された「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」と、令和元年 5 月に認定された「『日本第一』の塩を産したまち 播州赤穂」の二つが日本遺産に認定されている。

#### 【は行】

非認知能力	学力やIQテストのように数値で測ることが難しい、意欲や協調性、自制心、やり抜く力、自己肯定感といった人間が社会で生きていく上で不可欠なスキルの総称。
ビッグデータ	様々な形をした、様々な性格を持った、様々な種類のデータのことで、インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータを指す。
プログラミング教育	プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動やプログラミング的思考を育てる教育のこと。
プログラミング的思考	自分が意図する一連の行動を実現するため、どのような動きの組み合わせが必要か、どのように改善していけば意図した活動に近づくかということを論理的に考えていく力のひとつ。
文化財公開施設 (6 ヶ所)	赤穂城跡本丸櫓門、近藤源八宅跡長屋門、有年原・田中遺跡公園、東有年・沖田遺跡公園、旧坂越浦会所、有年考古館。
保育所保育指針	保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について厚生労働省が示したもの。

#### 【や行】

幼稚園教育要領	幼稚園が従うべき幼稚園教育の基本や保育内容に関する基準について、文部科学省が示したもの。
---------	--

## 2 目標指標一覧

基本施策ごとに主な評価項目を設定し、目標達成に向けて取組を実施していきます。なお、目標値については、計画期間の最終年度（令和12年度）を記載しています。

### 重点目標1 次世代を担う人材を育てる教育の推進

#### 基本施策1 夢と志を育むことのできる教育環境をつくる

指 標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
幼児教育・保育研修の実施回数	回	53	89	90
公立・私立就学前教育・保育施設合同研修の実施回数	回	2	2	5
子どもが喜んで幼稚園に通っていると思う保護者の割合	%	—	96.7	100
保育所待機児童の人数（4月1日現在）	人	8	0	0
保育士・幼稚園教諭就職支援ガイダンス参加人数	人	13	30	30
明日も学校に行きたいと思える児童生徒の割合	%	—	85.5	90.0
小中学校教員相互の交流授業の実施回数	回	45	45	45
地域や社会に貢献したいと考える児童生徒の割合	%	—	82.4	90.0
子ども赤穂義士検定の合格率	%	97.7	99.0	100
体力・運動能力調査結果の向上	項目	4割が県平均以上	3.1割が県平均以上	7割が県平均以上
「自己肯定感」を感じる児童生徒の割合	%	—	84.3	90.0
地域人材を活用した取組数	回	3	7	7

#### 基本施策2 未来を拓く青少年の若い力を育てる

指 標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
「いじめ」を否定する児童生徒の割合	%	—	97.3	100
「自己肯定感」を感じる児童生徒の割合（再掲）	%	—	84.3	90.0

### 重点目標2 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築

#### 基本施策1 生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる

指 標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
アフタースクール登録児童数	人	486	537	568
公民館登録サークル利用者数	人	41,265	33,151	43,000
中学生が活動可能な地域スポーツ・文化芸術受入団体数	団体	—	22	45
図書館における活動団体数	団体	60	65	75
各種スポーツ施設の利用者数	人	506,228	517,649	530,000
スポーツ大会の参加人数	人	16,765	8,182	11,000
スポーツ少年団登録者数	人	724	578	750
中学生が活動可能な地域スポーツ・文化芸術受入団体数（再掲）	団体	—	22	45
地域の資源を活かした「赤穂トレックウォーク」等参加者数	人	0 (H30実績36)	89	100

基本施策2 歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する

指 標	単位	令和元年度	令和6年度	令和12年度 (目標値)
赤穂城跡二之丸庭園整備の進捗率	%	74.1	84.9	100
文化財の顕彰・記録の調査報告書通巻号数	号数	93	103	115
市指定文化財の指定件数	件数	53	54	65
文化財公開施設の入館(園)者数(6ヵ所)	人	78,850	71,661	78,400
講師等の派遣回数(年間)	回	29	33	40
市民一人当たりの文化会館利用回数	回	2.0	1.5	2.4
歴史講座等の実施回数	回	2	2	2

### 3 赤穂市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 赤穂市教育振興基本計画の取り組み状況及び達成度を検証し、社会潮流や事業の進捗状況等を勘案したうえでその見直し作業を行うため、赤穂市教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討委員会の任務)

第2条 検討委員会は、教育振興基本計画見直しのための基本的事項及び計画案について意見を述べるなど、見直し計画策定に向けた実務的な作業を行うにあたり、必要な検討を行う。

(委員)

第3条 委員は12名以内とし、学識経験者、保護者、市民、社会教育関係者、教職員などで構成する。

2 委員の任期は、委嘱をした日から、その日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。ただし、最初の会議は教育長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席をもってこれを開く。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要であると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

5 会議は、公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合、その他委員長が非公開と認めた場合を除き、公開する。

(事務)

第6条 検討委員会の事務は、教育委員会総務課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項及び特別な事態が生じた場合は、委員長が検討委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月15日から施行する。

#### 4 赤穂市教育振興基本計画検討委員会委員名簿

(順不同)

区 分	職 名 等	氏 名	備 考
教職員等	赤穂保育所長	有 吉 貴 美	代表所長
	尾崎幼稚園長	前 家 美 佳	代表園長
	城西小学校長	北 里 浩 士	代表校長
	赤穂西中学校長	猪 谷 和 寛	代表校長
保護者	保育所保護者代表	大 手 里 奈	保護者代表
	幼稚園保護者代表	田 村 尚 三	P T A連合会監事
	小学校保護者代表	佐 用 大 輔	P T A連合会副会長
	中学校保護者代表	柳 原 隆	P T A連合会副会長
社会教育関係者	赤穂市社会教育委員会委員長	児 嶋 佳 文	社会福祉協議会理事長
学識経験者	関西福祉大学	新 川 靖	教育学部長
公募市民	公募委員	横 田 理 恵	
	公募委員	元 岡 明	

## 5 計画改定の経緯

年月日	項目	内容等
R7. 10. 2	第1回赤穂市教育振興基本計画検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長及び副委員長の選任について</li> <li>・教育振興基本計画検討委員会運営要領の制定について</li> <li>・見直し基本方針及び中間検証の結果について</li> </ul>
R7. 10. 31	第10回赤穂市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直し基本方針及び中間検証の結果について</li> </ul>
R7. 12. 19	第2回赤穂市教育振興基本計画検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期教育振興基本計画〔中間改定〕(素案)について</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> </ul>
R7. 12. 25	第12回赤穂市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期教育振興基本計画〔中間改定〕(素案)について</li> </ul>
R8. 2. 2 ～ R8. 3. 2	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加に関する条例に基づくパブリックコメントの実施</li> </ul>
R8. 3. 17	第3回赤穂市教育振興基本計画検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施結果について</li> <li>・第2期教育振興基本計画〔中間改定〕の策定について</li> </ul>
R8. 3. 19	赤穂市臨時教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期教育振興基本計画〔中間改定〕の策定について</li> </ul>



## 赤穂教育プラン

### (第2期赤穂市教育振興基本計画) [中間改定]

令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)

令和8年(2026)3月

### 赤穂市教育委員会総務課

〒678-0292 赤穂市加里屋81番地

TEL: 0791-43-6857 FAX: 0791-43-6895

Email [kyosoumu@city.ako.lg.jp](mailto:kyosoumu@city.ako.lg.jp)